



Title	「宣言する」ということ：引用の視点から
Author(s)	藤田, 保幸
Citation	語文. 1991, 57, p. 44-56
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/68836">https://hdl.handle.net/11094/68836</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 「宣言する」ということ

——引用の視点から——

藤田保幸

キーワード：引用構文、発話行為論、約束、通告、事実の確定

1 この稿では、「宣言する」という語によつて指し表されるものを、その具体的な用例をもとに検討してみることにする。

「宣言する」というような語は、一般にいわゆる基本的で多義的な動詞とは考えられないものであるから、従来語義の記述の対象としてとり上げられてはこなかつた。<sup>(1)</sup>これが問題にされてきたのは、むしろ、近年の発話行為論においてであつただろうと思われる。〈宣言〉とは、いわゆる「宣告命名型」の発話行為の一つの典型的なものであり、「宣言する」とは、そうした発話行為を表わす典型的な遂行動詞である、といった見方が漠然と行なわれているのではないか。しかし、「宣言する」という動詞の指し表わすものは、必ずしもそつした一つの典型的な発話行為に限られるのではなく、場合によりさまざまな色合いをもつた発話の遂行が指し表わされるものと考へるべきである。

この稿では、その多様性に目を向け、また、それについていくらかの整理・系統づけを試みてみたい。以下で順次述べるところは、

「宣言する」という語の語義を内包的な形で記述しようとするものではなく、むしろ、「宣言する」という語で指し表わされるさまざまな発話・発言のいわば外延的広がりを整理・系統づけようとするものである。その点、通常の意味記述とは趣きを異にするが、指示的意味の整理・記述という考え方にしてば、やはり「宣言する」のある種の意味（指示的内実）を探るものといえよう。なお、説明の必要上、「宣言する」に限らず、「言う」「述べる」等一般に該当する事実に言及することもある。

考察の対象は、「宣言する」という動詞の用例にしづり、それも、引用句「～ト」と結びついて、「～ト宣言スル」と引用構文の形をとつた例に専ら限定する。こうした引用構文では、引用句「～ト」は事実レベルの発話をひいて、述語動詞の指し表わす行為的具体的な実質を示すものである。<sup>(2)</sup>従つて、「宣言する」ことの多様さも、引用句「～ト」の多様な内実の観察から明らかになつてくることが期待されるのである。

この稿の考察は、いわば、「宣言する」という語の指し表わす行為の内実を、筆者の引用論の射程の中でとらえ、解明しようという

試みである。

2 議論の前提として、一般の発話行為論における「宣言する」

(あるいは「宣言」という発話行為)の位置づけを考えておこう。

既に述べたように、発話行為における「宣言」は、宣告命名型と呼ばれるタイプの一典型とされ、「宣言する」はそれを明示する遂行動詞として問題にされる。

「宣告命名型」の発話行為とは、いかなるものか? 簡単に言えば、Pという命題内容の発話をすることで、Pということが真であるような状況・世界が成立する(つまり、Pが実現する)ような発話行為である。例えば、「宣言する」の例をあげると、

(1) 開会すると宣言する。(=開会を宣言する)

(2) 午後六時五十七分、細田委員長が「これより採決に移ります」と宣言。 (朝日新聞 朝一九八六一〇二五)

のような例を考えるとわかるように、例えば、然るべき人間が「開会する」と述べたり、委員長が「採決に移る」と述べると、そこから、会が開かれることになるし、議事は採決に移行する。彼らがある命題内容(事柄)を述べることによって、現実はそうなつてしまふのである。もちろん、ここで気がつくように、これは、然るべき立場の人間が、一定の約束事に従つて行なうことで発効する発話行為である。すなわち、こうした宣告命名型の発話行為は、習慣・約束事でとりしきられた状況下で、はじめて成立するものである。こうした「宣告命名型」の発話行為を、山梨(一九八六)は、次のような形で特徴づけている。

• 「宣告命名型」

a (基本的な発話目的)……命題Pで表わされるような世界の構築。

b (命題Pとその発話がかわる事態・状況との相互関係)……Pと世界との間に、制度的、慣習的な適合関係をもたらせる。

また、山梨は続けて、この宣告命名型発話行為にも、次のような相異を認めて下位区分が可能であるとする。

—・効力タイプ……制度化された状況に変化を与える。

—・宣告タイプ……与えられた制度的な状況や事態に対する判断を与える。

先の(1)(2)は、いずれも前者の例である。後者の例をあげておく(参考に、「宣言する」の例も添える)。

(3) 主審は、フォア・ボールだと宣言した。  
Vg. しかし、アメリカの裁判は陪審員制であり、その結果は、法医学的な、科学的な事実も無視し、陪審員たちは、チャップリンは、その子供の父親であると宣告したのである。

(西丸震哉「法医学教室の午後」)

以上が、発話行為論における「宣告命名型」の発話行為のあらましである。「宣言」とは、まさにこうしたタイプの一典型とされる。しかし、少し用例を検討すれば直ちに気づかれることがあるが、「宣言する」という動詞が、何も常にこうした新たな状況・世界を作り出す発話を意味するとは限らない。例えば、

(4) 「今日から幸二が良くなるまであたしや煙草を断つよ」とき

つぱり宣言した。

(青島幸男「人間万事塞翁が丙午」)

しきると宣言した。

(5) 四月一日、田中は記者会見して、「自分は潔白だ」と一方的に宣言した。

(伊藤昌哉「自民党戦国史」)

(imidas 1991)

(4) のように、「煙草を断つ」と発話したからといって、それで禁煙という事実が成立するものでもないし、(5) のように「自分は潔白だ」と発話することで、その人が潔白であることが真となるものでない。発話行為論で考える「宣言」とは、約束事でとりしきられた状況下での極めて限られた「宣言する」行為をいうものにすぎず、一般的に「宣言する」という語で指し表わされる言語行為は、もつと多様で広いのである。以下では、その広がりに光をあてて、具体的な用例に即して整理し、こうした一連の発話・発言の行為の一環として、「宣告命名型」にあたる場合をも位置づけてみたい。

3—1 まず、いくらか用例を挙げて、大きな見通しをつけてみよう。

(6) 「イラクは」イランとの和平を受け入れ占領地を放棄すると宣言した。

(読売新聞 朝 一九九一 一九)

(7) 七日前の講演でオーブルタンが「もし、典型的な失語症でありながら、前頭葉に損傷がないような例をたった一例でも、私に誰かが示したなら、話し言葉は前頭葉がつかさどっているといふ説を放棄する」と宣言していたことをブローカは思い出した。

(8) 「イラクは」パレスチナ解放のため立ち上がる用意があると宣言した。

(中日新聞 朝 一九九一 一九)

(9) その男は、周囲を見回し、今後このあたり一帯は自分がとり

(10) 議長は、「これより臨時会議を開会する」と宣言した。

(米ソ巨頭は「二人で冷戦を地中海に沈めた」と宣言)

(imidas 1991)

(12) そのうち今度は第二局升田が時間切れで敗れた際大山が大声で「時間が切れた」と宣言したという誤報が一部新聞に報ぜられ物議をかもした。

(毎日 夕 一九五四 六 一〇)

(13) 昭和天皇は第一次大戦後に「自分が」現人神（あらひとがみ）ではないと宣言した。しかし……

(中日 夕 一九九〇 一一 一一)

(14) 詮問委員会は、当局の今回の判断は時期早尚であると宣言した。

(15) 怒号の中、マイクにしがみつくようにして「質疑はこれにて終了しました」と宣言する細田委員長の目の前で、自民委員が野党委員のエリをつかんで怒鳴り合った。

(朝日 一九八六 一〇 二五)

右の各列は、手許のものや典型的な例を適宜拾つたものであるが、一見して大きく二つのタイプに分かれることがわかる。すなわち、(6)～(10)は、引用句内部に「宣言する」主体の未来にわたっての自らの行為意志の表明のことばが出ているのに対し、(11)～(15)では、過去あるいは現在のものとして現前する所与の事柄・物事についての、「宣言する」主体の「こういうであった」「こういうである」という規定・判定が示される。

従つて、大きな区分として、まず、「宣言」には、「宣言する」主体の未来にわたつての意志表示を内実とする場合と、当面する所与

の物事・状況についての規定・判断の表明を内実とする場合があるとして考えていくことが有益だろう。以下、前者のようなタイプを、意志の「宣言」、後者のようなタイプを、現実規定の「宣言」と呼ぶこととする。

この区分は、「見して、「宣告命名型」の発話行為の、「効力タイプ」「宣告タイプ」という下位区分とも対応するものとみられよう、実際、この「意志の「宣言」」の一例としては⑩のような「効力タイプ」とみられるものが考えられるし、「現実規定の「宣言」」の一例としては⑯のような「宣告タイプ」といえるもののがあげられる。すなわち、ここで述べた区分は、宣告命名型発語行為のような場合とも対応しそれをも包括しながら、広く「宣言する」こと全般を考えようとするものなのである。

3-2 もつとも、この二つのタイプの「宣言」は、一見、全く截然と区別されることは言い切れない面がある。物事が今後かくあるのだという形で、実はそういう主体の実行意志が婉曲的に表明されることがあるのである。例えば、先の⑬の場合、「現人神ではない」と宣言することは、今後そうであろうとしない意志表明とも解せるし、同様に次の例なども、今後そうであるのだ、あらしめるのだという意志表明の意味合いがむしろ強く感じられよう。

(16) 従来の一切の法令や慣例を超えて自分があるのだ、と後醍醐は宣言する。  
（大谷晃）「楠木正成」

(17) 国家非常事態委員会は、委員会が当面政府の最高決定機関の代行機関であると宣言した。

およそ、意志の「宣言」と現実規定の「宣言」の別は、本質的には、未来にわたるものか、過去・現在の所与の現実を言い定めるも

のかという点にあると考えるべきであろう。そこで、現実を「これである」と言い定める現実規定の「宣言」の形であつても、その規定が未来にわたって維持されるものとの意味合いが強く感じられる場合には、むしろ、未来にわたって物事をそのようにあらしめようとする「宣言する」主体の婉曲的な意志表明と解されるようになるし、実際、そうした表現意図でそれぞれがなされているともいえるのである。

一応、こうした事例については、実質的には、意志の「宣言」であると考える。そして、こうした表現は、二次的・派生的なものとして、以下では一応考慮の外に置き、あくまでも右に述べた本質的な違いを重視して、二つの「宣言」のタイプ分けを基本に考えていくことにする。

4-1 意志の「宣言」の方から検討することにしたいが、考察の出発点として、今一度(4)(9)の用例を見てみよう。

(4) 「今日から幸二が良くなるまで、あたしや煙草を断つよ」ときっぱり宣言した。

(9) その男は、周囲を見回し、今後このあたり一帯は自分がとりしきると宣言した。

(4)と(9)では、同じく未来にわたる意図の表明であるが、かなり色合いが違うことが了解されるだろう。(4)の場合、このように「宣言」したとして、その実行は「宣言」した当人の意志次第であろうが、(9)の場合は、そうはいかない。このような「宣言」をされたら、否心なく、聞かされた周囲（の関係者）は、それを承認するかどうかの決定に迫られよう、このように、意志の「宣言」タイプのものにも、周囲の他者の承認が問題になつてくる場合とそうでない場合

があるのである。この区別を、まずおさえておくことが重要である。

4-2 以下、先に、承認が問題とならない例から考えていくことにする。そこで、(4)だが、既述のとおり、「煙草を断つ」と言ったからといって、それで禁煙が実現されるわけではもちろんない。とはいっても、このように意志の表明をしたとなると、少なくとも、その表明した内容を実現するよう努力しなければならなくなるだろう。すなわち、こうした例では、「宣言する」ことは、いわば「約束する」ことに近づいてくる。この点、先の(9)のような、他者の承認が問題になる例とは、明らかに違うのである。同様の例を、もう一例あげよう。

(18) 藤田監督が、みなさんの期待をひしひしと感じる。日本一を目指すと力強く宣言した。(読売、朝一九九一、一六)

(4) やこの(18)のような用例では、「宣言する」を「約束する」に置き換える、表わす事柄としてはさほど相異はないよう感じられる。

以上のとおり、意志の「宣言」タイプでも、他者の承認が問題とならない場合、すなわち、その実行が専ら当人の意志決定によるような行為の遂行意志を表明するような事例では、「宣言する」の指示を表わすところが「約束する」ことに近づいてくることが観察された。この点はまず注目されるところであるが、このようになつてくるメカニズムを少し考えてみよう。

#### 4-3 検討のために、まず、次のような点に注意しておこう。

- (19) a 議長は開会を宣言した。  
(19) b 議長はこつそりと／ひそかに開会を宣言した。  
例えば、参会者に知られずにこつそりと「宣言する」ようなど

は、考えられない。「宣言する」ことは、常に公的に明々白々の形で、しかも、かなり形式ばかり儀式ばかりで行なわなければならないのである。ということは換言すれば、「宣言する」ということには、公に対してものものしくという含みがあり、これは、(4)(18)のようないかと思われる(従つて、「約束」に近づくという場合も、正確に「公約」に近づくというべきだろ<sup>(8)</sup>)。例も含め、「宣言する」とこと一般についてまわるニュアンスではないことはまた、逆に「宣言する」ということは、この「公」ということに拘束もされるのではあるまいか。

#### 4-4 今少し用例を掲げよう。

(20) たしかに、その通りで「三日すると、王子さまは、おふれを出して、「ガラスの上靴にぴったり足の合つお嬢さんと結婚する」と宣言するのでした。

(Ch. ペロー(瀧澤龍彦訳)「長靴をはいた猫」)

(21) ……、同前大統領「注・チャウシェスク」は「ルーマニアには核兵器を製造する能力はあるが世界平和のためこれを所持しない」と宣言していくにもかかわらず、その一方でブカレスト郊外の研究所にひそかに研究・開発を進めるように指示していた。

(毎日朝一九九一、一四)

(22) 「深紅党の人殺しどもに必ず正義の鉄鎌を下してやる」と宣言したステッソア中将は……

(田中芳樹「灼熱の竜騎兵 PART 2」)

(23) サッチャヤー首相は二十日の保守党党首選の投票規定の得票に及ばず、当選を決めることができなかつたが、第二回投票に向けて二十一日「私は戦う。勝つまで戦う」と宣言。

(中日 朝 一九九〇 一一 一一三)

(24) フセイン・イラク大統領が国営放送を通じて近く反撃を開始すると言宣言。

(25)

「二十面相は」家宝の真珠でできたゾウを盗み出すと宣言しました。

(江戸川乱歩「おれは二十面相だ」)

(読売 朝 一九九一 一一二二)

(26) しかし、二十面相のほうでも、少年探偵団員へのふくしゅう

を、まだまだつづけると宣言しています。

(江戸川乱歩「青銅の魔人」)

(20)～(26)は、必ずしも「宣言する」の語を「約束する」「公約する」と必ずしもおきかえられるとは限らないが、そう言つた以上、そうしなければおかしいと見られる点で、先の(4)と同様の例である。

4—3でも見たように、「宣言する」とは、特定の相手ではなく、公・一般に対し公然と発言することである。そこで、実行が専ら当人の意志決定に委ねられるような行為についての遂行意志をものもしく表明したとなると、公に対して、表明した行為の遂行の責任を負うことになるものと考えられる。というのは、(20)のように「宣言」しておいて実行しなければ不誠実であるし、実際(2)のような場合、ウソをついたものとして批難される。あるいは、(22)～(26)のように「宣言」して実行できなければ、できないことを言い張つたものとして、「宣言」した当人のメンツがつぶれることになる。いずれにせよ、公にはつきり意志表明をしたことによって、「宣言」した当人が、たやすく取り消せぬものとして表に出したその発言内容に拘束される。不誠実・掛け声だおれとの公的批判にあわぬためには、それを実行する義務が正していくのである。

4—5 右のように実行責任が生じてくる点で、「宣言する」こと

は「約束する」ことへと接近する。そもそも、「約束する」ということは、発話行為論においては、いわゆる行為拘束型発話行為の典型とされる。これを成立せしめる条件は、しばしば引かれるが、簡単に整理して示すと、次のようである。

・「甲ガ乙ニP（命題）ヲ」約束スル

i 命題内容条件・Pは甲による未来の行為を示す。

ii 前提条件・(a)甲は、甲自身がその行為を実行する能力があると信じている。(b)乙にとって、甲がその行為を実

行するかどうか自明でない。

iii 誠実条件・乙は、甲によるその行為の実行を欲している。

iv 本質条件・甲は乙に対してその行為の実行義務を負う。

これと、この節で見てきた「宣言する」ととは、極めて近くなる。今、甲＝「宣言する」主体、乙＝「公」とおいてみると、i ii ivの条件は同様である。

i 命題内容条件・Pは主体による未来の行為を示す。

ii 前提条件・(a)主体は、主体自身がその行為を実行する能力があると信じている。(b)公（一般の人々）にとって、

主体がその行為を実行するか自明ではない。

iii 誠実条件・主体は公に対してその行為実行の義務を負う。

i iiは他の場合もこうであることが考えられようから、ivの本質条件が一致していくという点が、接近を決定的にしているとみられ

る。

ただし、iiiの誠実条件については、「約束」の場合のような限定は生じない。その点は、例えば(25)(26)のような用例でも明らかである（二十面相のこうした行為の実行は、公の側にとつては迷惑以外の何ものでもなかろう）。その他の例についても、いずれも誠実条件に特別の含みはないと感じられる。

要するに、「宣言する」ことが、行為の遂行責任が生じて「約束」に近づくといつても、それは基本的に、特定の相手を顧慮してそうせざるをえぬような責任ではなく、自ら言つたことに自ら縛られる自縛自縛的なものなのである。

4—6 右のように、「宣言する」ことは、公に対してものものしく意志表明することから、それに縛られて行為の実行責任を負うものである。そこで、「宣言」される内容が、あまりに個人的で、公（他の人々）から関心が持たれにくいような場合には、「約束」「公約」的なニュアンスは出てこない、ということになる。例えば、

(27) オヤジは、「家に帰つたらすぐに風呂に入るぞ」と宣言した。

「風呂に入る」というようなことは、通常は、そうしたければそうすればよいと無関心にうけとめられる程度の、極めて私的・個人的な事柄である。公からほどんど関心をもたれないのだから、公に縛られての遂行責任も生じない。遂行責任というような本質条件を欠く以上、「約束」「公約」的な意味合いは出てこない。こうした例では、「約束する」は、周囲に大げさに言いたてる程度の意にしか解されないのである。

4—7 以下、更にいくらか補足を加える。  
例えば次のような例で、「結婚しない」とは、「独身を続ける」と

いう具体的な意志表明と解することができる。そして、こうした「宣言」は、やはり——結局実行しきれなかつたものの——一種の「公約」的発言とうけとられよう。

(28) 結婚はしない、と宣言していたわたしだつたが、ネコババの

おじさんの予言通りに、短大を出て勤めると、三年もたたずに結婚してしまった。（瀧澤美恵子「ネコババのいる町で」）

このように、否定の形の「宣言」でも、裏返せば積極的に何をしようというのか、どのように努めようというのか具体的によくわかる場合には、「約束」「公約」的な性格が出てくるが、そうではなく、次例のように、ただ何かをしないという表明だけで、では、積極的・意志的にどのようにしていこうとかが読みとれない消極的な否定の場合は、単なる意向の表明にとどまり、「約束」「公約」といった趣きは感じられない。

(29) 天狗党一味は、今後奉行所との取り引きには一切応じないと宣言した。

(30) その申し出に対し、彼女は、拘束だらけの生活にはもう戻らないと宣言した。

また、次のように漠然として具体的に何を行なおうというのかはつきりしない意志表明も、「約束」とは程遠い単なる立場の表明という趣きが強い。

(31) 「中国は」独立自立の平和外交を進め、強権霸權主義に反対する、と宣言している。（中日朝一九九〇一二三一）もちろん、(30)のような場合「反対」しなければ不誠実となることはその通りだが、そうしたことを公（例えば国際社会）に対して「約束」しているというニュアンスは乏しい。

これらの例では、何より命題内容条件である「Pは主体の未来の行為を示す」という点が、欠落もしくは不明確になる。それ故、「約束」から遠ざかってしまうのだろう。

一方また、先の(8)や次例のように、引用句にひかれる「宣言」のコトバが、「宣言する」主体が自らの意志を説明する形をとつてゐる場合にも、「約束」的な色合いは乏しい。

(8) 「イラクは」パレスチナ解放のため立ち上がる用意があると宣言した。

(32) 七日、国民の一般的意志に従い、一八一二年憲法を守ることを決意すると宣言した。

(岩間徹「世界の歴史 16」(河出文庫))

これらも、「宣言」のコトバが、厳密には、「宣言する」主体の未來の行為ではなく現在の心的状態を述べるものである故に、「約束」的な色合いを持たないのである。

4—8 以上、意志の「宣言」でも、他者の承認のようなことが問題にならない例では、その内実は「約束」に近づくということ、そして、そうならない例では、本質条件や命題内容条件に問題があるので、「約束」的な性格を帯びないとみられるこれを述べた

5—1 次に、今度は、意志の「宣言」でも他者の承認が問題となる例を考えてみよう。三たび(9)の例を掲げる。

(9) その男は、周囲を見回し、今後このあたり一帯は自分がとりしきると宣言した。

このように「宣言」して意志表示した場合、もし周囲がそれを承認すれば、その男がそのあたり一帯をとりしきることが実現する(そして、いったん承認されたとなると、今度は「宣言」した側に、

ちゃんと「とりしきる」義務も生じてこよ(10)。だが、承認されなければ、一方的な主張に終るものと一應は考えられる。

しかし、今少し考えてみると、事柄の実現に関しては、もう一つのケースが考えられるだろう。もし、この「男」に絶対的な実力の裏づけがあれば、このように「宣言」したうえで、こうした本来他の者との承認が問題になることでもそれを持たず、実力で有無をいわざず実現してしまうこともあり得る。本来承認にかかるべき他者は、たとえ認めたくなくても、そうされてしまった現実をつきつけられてしまうのである。

こうした場合、「宣言する」ことは、一般的に言えば、「宣言する」主体が、確實に実現できる当該の事柄を実現するということを、本来その承認に関与すべき他者に告げ知らすといったことになる。こういった発話を、「後述の如く、実力に裏づけられた場合に限らず」一般に「通告」と呼ぶことにする。

さて、「宣告する」主体の実力に裏づけられた「通告」としての「宣言する」の例は、実際にいくらもあげられる。

(33) このため、スロベニア党のリビチッチ幹部会議長が緊急宣言を求めて「採択される大会宣言にスロベニア党は拘束されたくない。全代議員を引きあげる」と宣言、会場右翼に陳取った百十人の共和国代議員全員が退場した。

(読売朝一九九〇一四)

(34) 一九五六年ナセル・エジプト大統領がスエズ運河を国有化すると言宣言した。(読売朝一九九〇一一七)

会議から退出することも、スエズ国有化の場合も、本来なら他者の承認が必要だろうが、実力にまかせてやつてしまふことができる

立場・状況で、実際そのつもりで公に言った例がこれらである。

なお、言うまでもないことだが、「通告」の表現意図で「宣言」ともあるだろう。その場合には、その「宣言」は、単なる一方的主張に終る。いわば、「通告」行為の不発・不成立といってよい。

5-2 ところで、その成立に他者の承認が問題になる事柄には、承認を待たずに実力で実現させてしまえるものもあるが、関係する他の者との承認こそが本質的であって、それなくしては成立し得ない事柄もある。地位や資格、権力の獲得というような事柄は、いくら自由にしようとしても、公に手続をふんで他者から承認されなければなるまい。その点、次例のような「宣言」は、その有効性が問われることになる。

(35) カリブ海の黒人国家ハイチで七日未明、旧デュバリエ独裁政権派のロジェ・ラフォンタン元内務・国防相が、軍の一部を率いてクーデターを起こし、国営放送を通じて、「軍、警察の要請により、私が共和国大統領に就任する」と宣言した。

(読売朝一九九一—八)

軍や警察という実際的な「力」を背景としても、他者の承認こそが本質的なのだから、先のようない意味での実力に支えられた「通告」とはならない。承認が得られるとは限らない（むしろ反発が予想される）のだから、右の「宣言」は、一方的主張に終りかねない。

およそ、有資格者となることの承認は、大てい約束事に従つた手続き（右の場合選挙など）によって行われる。それを経た者の、有資格者となるとの「宣言」は、はじめて、いわば約束事に裏づけられた「通告」となるのである。

5-3 また、約束事で有資格者となることが、更にその人に何らかの「力」を保証することにもなる。有資格者は、一定の約束事の範囲内で物事を成立せしめる力をもつ。従つて、有資格者の次のようないいわば約束事で保証された絶対的な「力」に裏づけられた「通告」である。

(36) 「ローマ教皇は」全世界のカトリック教徒に向かい、教皇俗権の擁護を訴える一方、教皇俗権の廃棄に關与するものを破門すると宣言した。  
(岩間「世界の歴史 16」(河出文庫))

(37) 夜になると議員会はオルレアン公を国王代理官に任命すると宣言し、12名の代表が公に報告する。

(同右)  
「教皇」「議員会」として承認されているなら、「破門」「任命」の権利が保証されるから、これらの「宣言」は、実現確実なことの告げ知らせ（「通告」）となる。

5-4 ところで、(36)(37)では、まだ「宣言する」ことそのものとは別に、「破門」「任命」の実行が継続するともみられる。すなわち、このようにまず「宣言」して実行を「通告」したあと、実際の破門や任命の手続きが行なわれる、という二段階になつていているともとれるのである。

しかし、「宣言する」ことが、そのあと確実に成立せしめられることの告げ知らせであるなら、「宣言する」ことによつて、既にそこで事柄が成立したものと見なしても、右のようない約束事から成り立つ抽象的な事柄については、結果的にさほど支障はないだろう（実際、(36)(37)は、この「宣言」で「破門」「任命」が成立したと見ることもできる）。そこで、約束事で徹底してとりしきられた状況下では、有資格者が「宣言する」とてもつて、それだけで自動的に

物事が成立したと見なされるところまで取り決めが進んでいく。その段階が、発話行為論で問題にする「宣告命名型・効力タイプ」の〈宣言〉なのである。

(10) 議長は、「これより臨時会議を開会する」と宣言した。

(38) プロセイントヴィルヘルム一世が帝冠を受け、ドイツ皇帝となると宣言し、ここにドイツ帝国が成立した。

(39) こうしたゲームをすすめていき手札が51点に達した人は「トップ」と宣言します。（石原清彦「トランプ・ゲーム」）

6—1 以上、意志の〈宣言〉について見てきたが、今度は、現実規定の〈宣言〉の検討に移ろう。まず、いくらか用例をあげておく。

(40) 自分の人生は暗黒だった、と宣言することは人生に対する何か痛切な友情のようにすら思われる。

### (三)島田紀夫「豊饒の海」

(41) コロンビアからの報道によると、同国の大麻密輸組織「メデジン・カルテル」が出した降伏声明を受けて、バルコ政権は十七日、レモス・シモンズ内相が「政府は一切に譲歩なしに大麻組織との戦いに勝利した」と宣言。

(朝日 朝一九九〇一 一九)

(42) 「欧洲の人々の勇気と強力な意志力、さらにヘルシンキ宣言の理想が欧洲に民主主義と平和統一をもたらした。欧洲はいま過去の遺物から解放されつつある」と宣言。

(朝日 朝一九九〇一二 一二)

右の如く、過去のものとして、あるいは現実にある所与の事実、状況について、それがいかなるものか言い定めるのが、このタイプの〈宣言〉である。

ところで、こうした〈宣言〉は、(41)が「降伏声明」をうけて発せられたものであり、(42)も現実のヨーロッパ情勢を十分に勘案して述べられたと見られるなどのように、十分客觀性のある場合もある。しかし、必ずしも十分客觀性のある場合ばかりとは限らない。(40)など、あるいは極めて主觀的な思い込みかもしれないし、また、次のような例は、どうもひとりよがりで受けいれられないもののようにある。

(43) ジョン・F・ケネディが「私はベルリン市民だ」とドイツ語でおごそかに宣言したとき、彼らは腹を抱えて笑っていた。

(44) ……、現代のマルクス・レーニン主義の最高峰だと独断的に宣言し、……（日本共産党「日本共産党と日中問題」）

ここでまず認識しておくべきことは、現実規定といつても、当然ながらその規定が客觀的に妥当とは限らない（むしろ以下見るようには、そうでない例が目立つ）ということである。

6—2 ところで、事柄はこうこうだと「宣言する」となり、つまり、ある事柄について容易に撤回し難いほど儀式ばつて公然と規定を与えるということは、コトバによつて事実を確定させることにつながる。これこれはこうこうであると公にものもしく表明され、それが否定されなければ、その表明された規定・判断は、そこから話が進んでいく前提となり、動かしがたいものとなつて確定してしまうのである。そこで、公には判断がわかるかもしれない、あるいは判断が未確定の事柄についても、事実はこれこれだと「宣言する」とことで、それを強引に確定しようというような場合も出てくる。

(45) 韓国の盧泰愚大統領は三日夜、特別談話を発表し、いわゆる

「第五共和国（全斗煥政権）不正・光州事件清算問題」について  
昨年末の与党・民正党的幹部議員の辞任と十二月三十一日の  
全前大統領の国会証言によってすべて終結したと宣言した。

（朝日 朝 一九九一 一 五）

右の例で、大統領の「宣言」は、表明内容のようなことこそ動かない事実であると確定させようとする意図によるものといえよう。あるいは、次のような場合の「宣言」も、公に表明することで、実際にそれを事実だとして確定してしまいたい願望が読みとれるとはいえないか。

(46) 過去に特異点解消の問題を「解いた！」と宣言した数学者は何人かいる。

また、いわゆる権利等の「宣言」も同様に、公に事柄はこれこれだと構えて表明することから、それを公認の事実として確立していくという意図に根ざすものといえよう。

(47) 「すべての人は自決の権利を有する」と宣言した。

(imidas 1990)

以上、現前する事柄を規定して公然とのを言うことには、それによって事実を確定させるという効果が生ずることがあり、そうした意図で「宣言」がなされることもあるということには注意しておこう。

6-3さて、現実を規定する「宣言」には、①必ずしも客観的妥当性があるとは限らず、②それによって事実がそうであると確定させる効果があり得るとすれば、当然予想されるように、本当のことではないことも事実とすべく「宣言」が行われることもある。はじめにあげた(5)や次のような例がそれである。

(48) それでもフセイン大統領は「名譽ある勝利」と宣言した。

（読売 朝 一九九一 一 一七）

(49) この田中が自白の私邸で記者会見を行い、「この当選によって汚職の免罪符を獲得した」と宣言したらどうなるか。

（伊藤「自民党戦国史」）

これらの例では、「宣言する」ことは、もはや「言い張る」「強弁する」ことに近くなるだろう。

6-4 以上の6-2・3に見てきたような「宣言」は、もちろん、他者から必ずしも承認されるわけではない。(5)(45)(46)(48)(49)の場合など、当該の事柄・現実について了解している他者からは反対・否認の声も出されよう。従って、いかにこうした「宣言」が事実をそれとして確定させる効果をもつとしても、それは十分に発動しない。せいぜいが水掛け論となるといったところである。

では、こうした現実規定の「宣言」によつて、言われたことが「本当のこと」になつてしまふのは、どういう場合だろうか。その事柄の判定・判定について絶対的な優位に立つと見なされ、他者がその見解・規定を信頼している、あるいは信頼せざるを得ない者の「宣言」の場合であろう。例えば、(50)保健所当局は、検査の結果、その井戸水には有害物質は含まれていないと宣言した。

右のような場合、一般人は検査を行なつて事実を独自に知るわけにもなかなかいかないから、それができる当局を信用せざるを得ない。このように「宣言」されば、それが事実としてまかり通つてしまふのである。

すなわち、権威者による事実規定の「宣言」は、「事実」「本当、

のこと」を生み出すのだということである。

6—5 以上見てきたことの延長上に、発話行為論でいう「宣告命令型・宣言タイプ」の「宣言」の事例が存在するだろう。つまり、権威者を、当人の絶対的に優位な立場・能力によって認めるのではなく、約束事によつてある状況下でだれだれと決めてしまう。それによつて、その人の「宣言」は、すべて約束事によつて自動的に真になつてしまふのである。

(5) 審判はきわどい球をファウルと宣言した

野球の審判などは、その好例である。制度化された状況下で、つまり、約束事・ルールによつてとりしきられた状況下で、彼は「事実」(本当のこと)を生み出していくのである。

7 この稿では、發話行為論で論ぜられるような事例を極端な例として、「宣言する」との多様性をたどり、いささかの整理・系統づけを試みてみた。方法としては、語用論的な条件とか効果とでもいうべき面に目を向けるといった性格が強いものであるが、「引用」研究の側からの、従来あまり試みられたことのない分析を意図したものである。

### (一九九一八一四稿)

注

(1) 国語辞典の意味記述も、「広く一般にむかつていうこと。個人や団体などが、その意志・意見・方針などを、広く外部に表明すること。また、そのことば。」(日本国語大辞典)、「ある個人または団体が」自分の意見や方針を公に発表すること。また、「そのことは。」(学研国語大辞典)といつた程度である。後者はいささか一面的だろし、前者は一般的にすぎず、「宣言する」の具体的なあり方(ニュアンス)に迫りでていらない。「宣言する」ことの実際に対するより立ち入った觀察が必要と感じられる。

(2) 「引用構文」の表現機構については、これまでくり返し述べてきた。藤田(一九八九)など参照されたい。

(3) 厳密に言うなら、こうした「宣言」は、発話行為のうちの「発語内行為」である。しかし、この稿ではそつた用語の細かな使い分けを表に出さないで述べることにしたい。なお、「遂行動詞」等発話行為論の用語については、山梨(一九八六)参照。

(4) 山梨(一九八六) S. 21 f.

(5) 山梨(一九八六) S. 24 f.

(6) 次のような例も、明らかに「宣言する」主体が、「うつす」「再開する」という意向・意志をもつて、その婉曲的表現といえよう。

(ア) 11月7日から8日にかけての第2回ロシアソビエト大会で、「権力は労働者・兵士・農民代表ソビエトにうつる」と「レーニンらが」宣言。首相にレーニン、外務人民委員にトロッキーがなり、ソビエト政府が発足した。

(イ) 議長は、「議事は六時から再開される」と宣言し、休憩に入った。

(ウ) こうした、これからのこと・未来のことをこれこれと言つて定める例では、未確定の未来のことを公にものものしく規定することにおいて、「宣言する」主体の実現意志が読みとられるから、実質的には、意志の「宣言」と解されるものである。こうした婉曲的な意志表明は、しばしば見られるが、これは、日本語の、「する」表現より「なる」表現を好み傾向にもよるものと思われる。

(7) 場合によつては、意志表明とか現実規定とかいった内容が乏しくなつて、たゞ「公にものものしく発言する」意で「宣言する」が使われる場合もある。

(ガ) 「イラクは世界に言うべき」とがある」と彼はかつて宣言した。  
(オ) G C C 首脳会談はクウェート政権の復帰を要求すると宣言した。

(8) しかし、こうした用法は、一般的・標準的とは言いにくいたまう。NEWS WEEK(一九九一)一七)

(9) ちなみに、「約束する」では、こうした「公に対してものものしく」といつた含みは、必ずしもない。

(ヒ) 矢島社長はゆかりに権利譲渡を約束した。

(ヒ) 矢島社長はゆかりにこうそりとひそかに権利譲渡を約束した。

(10) 次のような逐次的発話による意志表明の場合も、同様に「約束」的にならなければいい。

(11) 〈読売朝一九九〇一二二五五〉

(10) 他者の承認が問題になるかどうかは、文脈・状況的な条件に、基本的には依存する。例えば、次のような例でも、

(カ) 用心棒は「平次は俺が斬る」と宣言した。  
もし、多くの用心棒がいて、「平次を斬る」ようにとの依頼に対して名乗りをあげているなら、そうした競合者や依頼者などの他者からの承認が必要だろ。しかし、この用心棒一人しかおらず、平次をなんとかできぬか等と打診をうけたというような場合は、直ちに「約束」的になる。  
ところで、承認が必要な場合でも、いつたん承認をうけると、今度は遂行責任が生じてくる。(カ)なども、もし承認されたら、今度は、そうすることが義務的になろう。この遂行義務は、承認した側のそしてほしいとの期待度に対応するようである。(9)の例など、もしいや承認されたとしたら、「約束」的な色合いは乏しがろう。

(11) こうしたゲームの場合、参加ルールに従うだけで、ゲームにおけるさまざま「力」の行使、物事の実現が保証される。極めて制度化された状況といえるが、「宣言」されるコトバも言葉的に（しばしば語義不明なほど）簡略されていくのは、こうした制度化の徹底を反映するものといえよう。

(キ) セットがひとつ以上できたら、「メルド！」と宣言して、自分の前に出します。

(平尾賢治「トランプゲーム63」)

(12) 例えば、領土宣言などは、こうした例だろう。  
(タ) 一八〇七年、「イギリスは」ケープ植民地をイギリス領と宣言する。  
(石波延男・他「世界史のとびら」)

### 〔参考文献〕

山梨正明

（一九八六）「発話行為」大修館書店

藤田保幸

（一九八九）「実物表示」をめぐつて——引用論のため

に——」〔国語国文学報〕47

この稿は、一九九一年四月二八日のKLC (Kyoto Linguistics Colloquium) における口頭発表の内容を加筆修正のうえまとめたもの

のである。御意見をいただいた各位に御礼申し上げる。また、この稿をなすにあたり、筆者は、筆者の勤める愛知教育大学日本語教育コースの現三年生諸君とともに用例を集め、演習の一環として、それを整理・検討しつつ一つの論文にまとめる試みで、この意味で、この稿は彼らとの合作であり、多くの用例は彼らの収集してきたものである。この点をここに謝して明記しておきたい。

—愛知教育大学助教授—